

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会
第 706 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 706 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 6 年 6 月 21 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 6 年 6 月 21 日（金） 午後 3 時～午後 3 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野	一弘
副会長	12 番	鈴木	広子
委 員	1 番	久野	恵子
	2 番	深谷	英一
	3 番	鈴置	省悟
	4 番	浅田	昭茂
	5 番	服部	啓子
	7 番	竹内	修造
	8 番	加古	俊治
	9 番	本田	貴士
	10 番	小島	春男
	11 番	成田	正彦

（農地利用最適化推進委員）

	15 番	大嶋	英二
	16 番	神谷	登
	17 番	鈴木	千代子
	18 番	竹内	敬三
	19 番	富田	勇治

・欠席委員

（農業委員）

6 番 大威 千里

（農地利用最適化推進委員）

14 番 稲葉 きみ子

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 706 回）

令和 6 年 6 月 21 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条の規定による届出について	
3	報告 2	農地法第 5 条の規定による届出について	
4	報告 3	現況証明について	
5	報告 4	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
6	報告 5	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
7	報告 6	農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）	
8	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
9	議案 2	農地法第 4 条の規定による許可申請について	
10	議案 3	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
11	議案 4	基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（基盤強化法第 19 条）	
12	議案 5	農用地利用集積等促進計画について（機構・受け手間契約）	
13	議案 6	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）	

・農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武

事務局 下谷 敏信

花田 佳明

(久野一弘 議長)

ただいまから第706回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員13名中12名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員6名中5名の出席をいただいております。

なお、6番大威千里委員と14番稲葉きみ子委員から欠席のご連絡をいただいております。

報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第2、報告第1号『農地法第4条の規定による届出について』から、日程第7、報告第6号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について(用途区域変更)』までを事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

報告第1号『農地法第4条の規定による届出について』から、報告第6号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について(用途区域変更)』までをご説明します。

始めに、報告第1号『農地法第4条の規定による届出について』をご説明します。市街化区域内において、所有者自ら行う農地転用で、議案書1頁の1件です。畑が3筆で、転用面積は648㎡の届出がありました。転用目的は、駐車場が1件です。

次に、報告第2号『農地法第5条の規定による届出について』をご説明します。市街化区域内において、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書2頁から4頁までの8件です。畑が13筆で、転用面積は合計で3,090.52㎡の届出がありました。転用目的は、住宅が4件、宅地が2件、社宅用の駐車場と事務所・倉庫がそれぞれ1件ずつです。

次に、報告第3号『現況証明について』をご説明します。20年以上前から非農地であることが、公的な証明にて確認できることをもって、願い出されるもので、議案書5頁の1件です。田が1筆で、面積は139.00㎡の願い出がありました。

以上の報告案件については、局長専決処理のうえ、受理通知した旨を報告します。

次に、報告第4号『農地法第3条の3の規定による届出について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書6頁から7頁までの3件です。畑が7筆、田が5筆で、面積は合計で6,397㎡の届出がありました。

次に、報告第5号『農地法第18条第6項の規定による通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地に係る賃貸借契約の合意による解約通知で、議案書8頁から10頁までの5件です。このうち、1番と2番と4番の3件は、農地法第18条第6項の規定による合意による解約通知です。畑が6筆、田が2筆で、面積は合計で5,557㎡の通知がありました。また、残りの3番と5番の2件は、使用貸借契約に係る合意による解約通知です。田が2筆で、面

積は合計で 1,876 m²の通知がありました。

最後に、報告第 6 号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』をご説明します。農業振興地域整備計画に係る用途区域変更で、議案書 11 頁の 1 件です。畑が 1 筆で、面積は 49 m²の届出です。内容については、協議会にて説明させていただいたとおり、農業用施設用地へ用途区域の変更をするものです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

（久野一弘 議長）

ただいまの報告第 1 号から第 6 号までの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

（質問、意見なし）

（久野一弘 議長）

これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、日程第 8、議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』の 2 件を上程します。事務局より説明してください。

（花井信武 事務局長）

議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』をご説明します。農地を農地として権利の設定又は移転を行うもので、議案書 12 頁の大府市農業委員会許可案件 2 件です。畑と田がそれぞれ 1 筆で、面積は合計で 236.65 m²の申請です。

申請事由として、1 番の案件は、工事計画があり、現在の太陽光発電設備の設置のための地上権を解除するため、その地上権を所有者が取得するものです。

次に、2 番の案件は、現在、手伝っている農地の一部であり、規模拡大によって農作業を意欲的に取り組むため、新たに取得するものです。

議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

（久野一弘 議長）

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

（質問、意見なし）

（久野一弘 議長）

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1 番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

（鈴置省悟 委員）

1 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしていますので、特に問題はありません。

（久野一弘 議長）

そのほかに、ご意見などありませんか。

（意見なし）

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、鈴木千代子委員どうぞ。

(鈴木千代子 委員)

2番の譲受人は、従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特にないようですので、議案第1号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第9、議案第2号『農地法第4条の規定による許可申請について』の1件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農地法第4条の規定による許可申請について』をご説明します。市街化調整区域内で、所有者自ら行う農地転用で、議案書13頁の愛知県知事の許可案件1件です。畑が3筆で、面積は339.43㎡の申請です。

この案件は、分家住宅を建築する目的で、転用するものです。農地区分と区分の要件は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地となりますので、第1種農地に該当します。許可の判断基準は、住宅その他申請の周辺で居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに供するものに該当します。なお、この案件については、今年3月の総会において、農振農用地区域除外案件としてご審議いただいた案件です。

以上の案件につきましては、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思っております。1番の案件について、竹内敬三委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

1番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、敷地内の雨水桝で集水後、道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられるため、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかにご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号は委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定いたします。

次に、日程第10、議案第3号『農地法第5条の規定による許可申請について』の7件を上程します。このうち3番の案件は、久野恵子委員が議事参与の制限に該当するものとなります。始めに、議事参与の制限に該当しない1番と2番、4番から7番までの6件を審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『農地法第5条の規定による許可申請について』のうち議事参与の制限に該当しない1番と2番、4番から7番までの6件をご説明します。市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書14頁から15頁までと16頁から17頁までの愛知県知事の許可案件6件です。内訳は、畑が9筆、田が14筆で、転用面積は合計で13,073㎡の申請です。

始めに、1番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、第3種農地です。区分の要件は、北崎インターチェンジから概ね300m以内の区域にある農地に該当します。許可の判断基準は、許可できるに該当します。なお、この案件については、今年3月の総会で農振農用地区域除外案件としてご審議いただいた案件です。

次に、2番と4番の案件は、工場及び駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、第3種農地です。区分の要件は、北崎インターチェンジから概ね300m以内の区域にある農地に該当します。許可の判断基準は、許可できるに該当します。なお、この案件については、今年3月の総会で農振農用地区域除外案件としてご審議いただいた案件です。

次に、5番の案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものです。農地区分は、第2種農地です。区分の要件は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地の区域に近接する区域にあるもので、その規模が10ha未満であるものに該当します。許可の判断基準は、住宅その他申請地の周辺で居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに供するものに該当します。

次に、6番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、第3種農地です。区分の要件は、共和インターチェンジから概ね300m以内の区域にある農地に該当します。許可の判断基準は、許可できるに該当します。

次に、7番の案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものです。農地区分は、第2種農地です。区分の要件及び許可の判断基準は、5番の案件と同じです。

以上の案件につきましては、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確

認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。
説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番の案件について、久野恵子委員どうぞ。

(久野恵子 委員)

1番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、最終柵を經由し道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかにご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

次に、2番と4番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

2番と4番の申請地は、土地造成はありますが、隣接農地がないので農地に影響を及ぼす恐れはないと考えられます。また、雨水は、表面貯留で集水し、2番は既設水路へ、4番は道路水路へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかにご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

次に、5番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

5番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、集水柵で集水後道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかにご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

次に、6番の案件について、富田勇治委員どうぞ。

(富田勇治 委員)

6番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、碎石全面敷きで自然浸透するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかにご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

次に、7番の案件について、浅田昭茂委員どうぞ。

(浅田昭茂 委員)

7番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、集水柵で集水後。道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかにご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号のうち1番と2番、4番から7番までの6件を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号のうち1番と2番、4番から7番までの6件は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。次に、議案第3号のうち3番の1件は、久野恵子委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、久野恵子委員は退室をしてください。

(久野(恵)委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第3号のうち久野恵子委員が、議事参与の制限に該当する3番の1件について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号のうち議事参与の制限に該当する3番の1件についてご説明します。市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書15頁から16頁までの愛知県知事の許可案件1件です。内訳は、畑が2筆、田が12筆で、転用面積は8,325㎡の申請です。

この案件は、工場及び駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、第3種農地です。区分の要件は、北崎インターチェンジから概ね300m以内の区域にある農地に該当します。許可の判断基準は、許可できるに該当します。なお、この案件については、今年3月の農振農用地区域除外案件

としてご審議いただいた案件です。

以上の案件につきましては、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。3番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

3番の申請地は、土地造成はありますが隣接農地がないので、農地に影響を及ぼす恐れはないと考えられます。また、雨水は、表面貯留で集水、既設水路へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかにご意見などありませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号のうち3番の1件を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号のうち3番の1件は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。久野恵子委員は入室してください。

(久野(恵) 委員 入室)

(久野一弘 議長)

次に、日程第11、議案第4号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について(基盤強化法第19条)』の9件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について(基盤強化法第19条)』をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。議案書第18頁から21頁までの9件です。畑が5筆、田が10筆で、面積は合計で8,094㎡の申請です。借り手は、市内の方と市外の方がそれぞれ4名で、いずれの借り手も、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書

に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号について採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

次に、日程第12、議案第5号『農用地利用集積等促進計画について（機構・受け手間契約）』の1件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号『農用地利用集積等促進計画について（機構・受け手間契約）』をご説明します。農地中間管理事業の推進を図ることを主旨として、「農用地利用集積等促進計画」が提出されています。既に公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定している案件のうち借り手を変更するものです。議案書22頁の1件で、田が1筆で、面積は460㎡の申請です。借り手は、市内の方が1名で、この借り手は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特にないようですので、議案第5号を採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第13、議案第6号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』の5件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第6号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』についてご説明します。議案書23頁の5件で、面積は合計で2,967.97㎡の申請がされており、農振農用地利用計画変更について、農業委員会に意見を求めら

れています。内容につきましては、協議会にて説明したとおり、農用地の周辺部で、必要性、妥当性があり、他の土地に変えることが困難な案件となります。なお、4番の案件については、農地法第5条の例外規定に該当するため愛知県知事の許可が不要な案件です。また、この案件は、愛知県知事から事前に事業計画の承認を得ている案件となります。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番の案件について、神谷登委員どうぞ。

(神谷 登 委員)

1番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかにご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、本田貴士委員どうぞ。

(本田貴士 委員)

2番の申出地の農振除外後の農地区分は、第1種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかにご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、久野恵子委員どうぞ。

(久野恵子 委員)

3番の申出地の農振除外後の農地区分は、第1種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかにご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、4番の案件について、成田正彦委員どうぞ。

(成田正彦 委員)

4番の申出地は、農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかにご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、5番の案件について、久野恵子委員どうぞ。

(久野恵子 委員)

5番の申出地の農振除外後の農地区分は、第3種農地で農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかにご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第6号を採決します。本議案に対する意見を市長へ回答するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第6号は委員会の「意見なし」で市長に回答することに決定いたします。

これで、全案件の審議が終了しました。

以上を持ちまして、第706回総会を閉会します。